三　新設分割組合における法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十五条の四第二項の規定による請求に係る手続の経過
四　新設分割設立組合が新設分割組合から承継した重要な権利義務に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

（新設分割計画の記載事項）

第二百十条の三　法第七十条の三第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、新設分割を行う時期とする。

第二百十四条を削る。

第二百十三条中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改め、同条を第二百十四条とする。

第二百十二条中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改め、同条を第二百十三条とし、第二百十一条の次に次の一条を加える。

（監事調査の対象）

第二百十二条　法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第三百八十四条の農林水産省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

第二百十五条中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。

第二百十六条中「第三条の九第二号」を「第四十条第二号」に改める。

第二百十六条の二第一項中「第七十二条の十二の九第一項」を「第七十二条の二十五第一項」に改め、同条第二項中「第七十二条の十二の九第一項」を「第七十二条の二十五第一項」に改め、「この条において」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「第七十二条の十二の九第一項」を「第七十二条の二十五第一項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二百十七条中「第七十二条の十二の九第四項第三号」を「第七十二条の二十五第四項第三号」に改める。

第二百十七条の二の次に次の三条を加える。

（農事組合法人の解散の届出）

第二百十七条の三　農事組合法人は、法第七十二条の三十四第二項の規定による届出（法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第三号の事由により解散した場合を除く。）をしようとするときは、届出書に、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第一号の事由により解散した場合にあっては解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を、その他の場合にあっては解散の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（農事組合法人の管理についての準用）

第二百十七条の四　第百七十八条（第二項第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第七十三条第二項において準用する法第四十六条の四第一項の規定による農事組合法人の総会の議事録について準用する。

2　第百八十条第一項の規定は、法第七十三条第二項において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号（法第七十三条第二項において読み替えて準用する法第五十四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。

3　第百九十六条の二第一項から第三項までの規定は、法第七十三条第二項において準用する法第五十一条第四項の規定による農事組合法人の合併に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額について準用する。

（農事組合法人の解散及び合併についての準用）

第二百十七条の五　第百八十条第一項の規定は、法第七十三条第四項において読み替えて準用する法第六十五条第四項において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、第百八十条第一項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録又は貸借対照表」と読み替えるものとする。

2　第二百八条の二の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の二第一項の届出について準用する。

3　第二百八条の三の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の三第三項の規定による届出について準用する。

4　第二百九条第一項及び第二百十条第一項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十五条の三第一項及び第六十八条の二第一項に規定する農林水産省令で定める事項について準用する。この場合において、第二百九条第一項中「決算関係書類」とあるのは、「法第七十二条の二十五第一項の規定により作成すべきもの」と読み替えるものとする。

第六章を削る。

第二百十八条の次に次の章名を付する。

第六章　組織変更

第二百十九条中「第七十三条の六第三項」を「第七十三条の五第三項」に改め、同条を第二百二十一条とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。

（組織変更計画の記載事項）

第二百十九条　法第七十三条の三第四項第十一号の農林水産省令で定める事項は、株式の譲渡の制限に関する方法とする。

（計算書類に関する事項）

第二百二十条　法第七十三条の三第六項において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）とする。

2　前項の規定は、法第八十条において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、前項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録」と読み替えるものとする。

第二百二十一条の次に次の二条を加える。

（組織変更に際しての計算に関し必要な事項）

第二百二十二条　法第七十三条の六の規定による組織変更に際しての計算に関し必要な事項については、この条の定めるところによる。

2　出資組合又は出資農事組合法人が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

3　出資組合又は出資農事組合法人が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一　資本金の額　イに掲げる額からロからニまでに掲げる額の合計額を減じて得た額
　イ　組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の出資金の額
　ロ　法第七十三条の四第一項の規定による持分の払戻しを請求した出資組合の組合員若しくは会員又は出資農事組合法人の組合員（第五号において「脱退組合員」という。）の払込済み出資の額
　ハ　組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の未払込出資金の額
　ニ　出資組合にあっては、組織変更をする出資組合が有する処分未済持分の帳簿価額
二　資本準備金の額　次に掲げる額の合計額
　イ　組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の資本準備金の額
　ロ　組織変更の直前の出資組合の再評価積立金の額
三　その他資本剰余金の額　零
四　利益準備金の額　組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の利益準備金の額
五　その他利益剰余金の額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を減じて得た額
　イ　組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人のその他利益剰余金の額
　ロ　組織変更をする出資組合の組合員若しくは会員又は出資農事組合法人の組合員に対して支払う金銭の額
　ハ　脱退組合員に対して払い戻す持分の額から脱退組合員の払込済み出資の額を減じて得た額